

議 事 日 程 第 5 号

平成25年12月18日（水）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

日程第 1 議第 88号 市有財産（米沢八幡原中核工業団地、米沢オフィス・アルカディア用地）
の取得について

日程第 2 議第 89号 米沢市上杉博物館の指定管理者の指定について

日程第 3 議第 91号 米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について

日程第 4 議第 92号 米沢市都市公園条例の一部改正について

日程第 5 議第 93号 米沢市社会教育委員に関する条例の一部改正について

日程第 6 議第 94号 米沢市克雪プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 7 議第 95号 米沢市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 8 議第 96号 米沢市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 9 議第 97号 米沢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第10 議第 98号 米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

日程第11 議第 99号 米沢市市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第12 議第100号 米沢市博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第13 議第101号 米沢市座の文化伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第14 議第127号 米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正について

日程第15 議第128号 米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第16 議第129号 米沢市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第17 請願第 5号 消費税に軽減税率を導入し、新聞に対しても適用することを求める意見
書提出方請願

（民生常任委員長報告）

日程第18 議第102号 米沢市営駅前自転車駐車場及び米沢市営駅東自転車駐車場の指定管理者
の指定について

日程第19 議第103号 米沢市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第20 議第104号 米沢市すこやかセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正につい
て

日程第 2 1 議第 1 0 5 号 米沢市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 2 2 議第 1 0 6 号 米沢市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告)

日程第 2 3 議第 1 0 7 号 置賜広域観光案内センター等の指定管理者の指定について

日程第 2 4 議第 1 0 8 号 米沢市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 2 5 議第 1 0 9 号 米沢市置賜広域観光案内センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 2 6 議第 1 1 0 号 米沢市市営と畜場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 2 7 議第 1 1 1 号 米沢市市営食肉市場条例の一部改正について

日程第 2 8 議第 1 1 2 号 米沢市放牧場設置等に関する条例の一部改正について

日程第 2 9 議第 1 1 3 号 米沢市青果物地方卸売市場条例の一部改正について

日程第 3 0 議第 1 1 4 号 米沢市林業センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 3 1 議第 1 1 5 号 米沢市木材工芸品等加工展示施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 3 2 議第 1 1 6 号 米沢市採草地の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 3 3 議第 1 1 7 号 米沢市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 3 4 議第 1 1 8 号 米沢市道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第 3 5 議第 1 1 9 号 米沢市下水道条例の一部改正について

日程第 3 6 議第 1 2 0 号 米沢市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 3 7 議第 1 2 1 号 米沢市水道給水条例の一部改正について

(予算特別委員長報告)

日程第 3 8 議第 1 2 2 号 平成 2 5 年度米沢市一般会計補正予算 (第 5 号)

日程第 3 9 議第 1 2 3 号 平成 2 5 年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 4 0 議第 1 2 4 号 平成 2 5 年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 4 1 議第 1 2 5 号 平成 2 5 年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第４２ 議第１２６号 平成２５年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第１号）

日程第４３ 議第１３０号 米沢市教育委員会委員の任命について

日程第４４ 発議第１６号 消費税に軽減税率を導入し、新聞に対しても適用することを求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程第５号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（２４名）

１番	木村芳浩	議員	２番	相田克平	議員
３番	高橋嘉門	議員	４番	佐藤弘司	議員
５番	山田富佐子	議員	６番	山村明	議員
７番	鈴木章郎	議員	８番	高橋壽	議員
９番	白根澤澄子	議員	１０番	佐藤忠次	議員
１１番	遠藤正人	議員	１２番	堤郁雄	議員
１３番	工藤正雄	議員	１４番	齋藤千恵子	議員
１５番	島軒純一	議員	１６番	海老名悟	議員
１７番	渋間佳寿美	議員	１８番	相田光照	議員
１９番	中村圭介	議員	２０番	小島卓二	議員
２１番	佐藤 晃	議員	２２番	高橋義和	議員
２３番	小久保 広信	議員	２４番	我妻徳雄	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	茅 田 美佐雄	建 設 部 長	加 藤 吉 宏
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	細 谷 圭 一	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会	小 林 栄
選挙管理委員会	生 田 英 紀	代表監査委員	大 澤 悦 範
監 査 委 員 会 長	遠 藤 誠 司		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	近 野 長 美	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	我 妻 政 仁

午前１０時００分 開 議

○島軒純一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第５号により進めます。

.....

日程第１ 議第８８号市有財産（米沢八幡
原中核工業団地、米沢オフィ
ス・アルカディア用地）の取得
について外１６件

○島軒純一議長 日程第１、議第88号市有財産（米沢八幡原中核工業団地、米沢オフィス・アルカディア用地）の取得についてから日程第17、請願第5号消費税に軽減税率を導入し、新聞に対しても適用することを求める意見書提出方請願までの議案16件、請願１件は議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長16番海老名 悟議員。

〔総務文教常任委員長 16 番海老名 悟議員登壇〕

○16番(海老名 悟議員) 御報告申し上げます。

去る２日と６日の本会議において当委員会に付託されました案件は、議案16件、請願１件であります。

当委員会は、議会日程に従い、９日の午前10時から、委員会室におきまして、全委員出席のもと、教育長、関係部課長並びに請願の審査におきましては請願者紹介議員に出席を求めまして、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第88号市有財産（米沢八幡原中核工

業団地、米沢オフィス・アルカディア用地）の取得についてであります。本案は米沢八幡原中核工業団地及び米沢オフィス・アルカディアの未分譲の用地32万737平方メートル余りを、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長高田坦史から、５億5,800万円で取得しようとするものであります。

本案に対し、委員から、取得後の未分譲用地の維持管理について質疑があり、当局から、年間約500万円の草刈り等の費用を含め維持管理については企業誘致担当で行ってまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から、企業が希望する面積に調整して分譲する考えはあるかとの質疑があり、当局から、希望される面積相当の区画を優先的に紹介し、それでも広過ぎる場合は、分筆等を行うことも検討していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

本案については、委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第89号米沢市上杉博物館の指定管理者の指定についてであります。本案は米沢市上杉博物館の管理を行わせる指定管理者について、平成26年度から５年間指定しようとするものであります。

本案については、質疑、委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う条例の改正に係る各議案については、個別に審査をしましたが、関連がありますので一括して議案の説明を行い、続いて個別に審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議第91号及び議第92号、議第94号から議第101号まで及び議第129号につきましては、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、公の施設の使用に係る使用料等の額を改定しようとする

ものであります。

なお、このうち議第98号米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、南原コミュニティセンター関分館の冷暖房料を新たに設定するほか、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、コミュニティセンターの使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

議第129号米沢市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については、産業の振興及び雇用の促進に寄与する事業の用に供するときに、本市の普通財産を減額譲渡等できるようにするとともに、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、行政財産の目的外使用に係る使用料の額を改定しようとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

初めに、議第91号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてであります。本案に対し、委員から、消費税法第60条第6項では、一般会計の消費税は売り上げに係る消費税と同額を仕入れに係る消費税として控除できるという内容を規定しており、学校施設等については消費税を取らないというのが法の趣旨ではないかとただされ、当局から、一般会計で消費税の課税対象としているものは公の施設の使用料ぐらいであり、その他の市税、交付税、国県補助金などの歳入には消費税は含まれておらず、むしろ一般会計から消費税を支払っている額の方が多いため、消費税の納税は生じないことになる。今回、使用料を改定した場合は、一般会計で約230万円しか収入増にならない一方で、使用料を改定する施設だけで管理費として約2,300万円の歳出増が見込まれ、受益者負担の観点からも、使用料改定はやむを得ないと考えており、さらに国から、公の施設の使用料について、今回の消費税増税分については適正な転嫁を行うよう通知もあったところであるとの答弁がありました。

また、委員から、消費税増税により地方消費税

交付金はどうなるかとの質疑があり、当局から、地方消費税交付金も増額されるが、本市の場合は今年度当初予算には8億7,500万円を計上しており、約6億円ふえると試算しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、消費税増税による本市の歳出全体への影響額についての質疑があり、当局から、現段階の試算では一般会計全体で5億円を超える程度の支出増が見込まれているが、そのほかに増税分が向けられる予定の少子化対策などに対する新たな負担が発生するのではないかと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、本案の市立学校の使用料が上がることによる利用者数の増減はどのように予測しているかとの質疑があり、当局から、減免団体の利用が多く、使用料が発生している方の利用はそれほど多くないことから変わらないものと考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、消費税増税分の交付金が約6億円、消費税増税による負担増が約5億円と試算され、1億円が本市の収入増になると思われ、また教育や社会教育の発展という観点からも、市民生活に影響の大きい社会教育施設等の使用料には消費税分を上乗せすべきではないと考えることから反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第92号米沢市都市公園条例の一部改正についてであります。本案に対し、委員から、体育施設の減免の適用範囲について質疑があり、当局から、基本的には使用料を負担していただくこととしており、減免になる場合は、本市が使用する場合、学校の事業等で使用する場合、本市が共催の場合等となっているとの答弁がありました。

また、委員から、共催事業の基準について質疑があり、当局から、申請に基づき、本市の体育の目的に達するかどうかを個別に審査していると

の答弁がありました。

そのほか、使用料改定による年間の増収額や、ソフトボール場の整備について質疑がありました。

採決に当たっては、消費税増税、景気悪化による賃金の減少、年金の減額等により家計の負担が増加する中で、公共料金の値上げはますます家計が大変になり、また市民福祉の増進、生涯学習の振興という観点からも、使用料の値上げは逆行することになるので反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第94号米沢市克雪プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案に対し、委員から、克雪プラザを初め、社会教育施設の使用料の設定が、午前、午後、夜間の3分割になっているが、利用者の利便性を考慮し時間当たりで貸し出す考えはないかとの質疑があり、当局から、全庁的に使用料や減免基準、料金体系などについて内部検討を行っているが、使用料そのものを消費税分とあわせて改正することは混乱を招くおそれがあることから、当面は内部検討を引き続き行い、実施については次の段階で進めてまいりたい。また、時間当たりの貸し出しについては、利用者からの要望が多い施設は順次機会を見て行う考えであり、アクティーについては利用者からの要望が相当あったことから、この4月から時間当たりの貸し出しを行ったところであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、議第91号と同様の理由により反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第95号米沢市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案については、質疑、委員間討議はありませんでした。

採決に当たっては、議第92号と同様の理由によ

り反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第96号米沢市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案に対し、委員から、数年前に本施設は利用が非常に少ないことから廃止の提案がなされ、結果として青少年育成の貴重な施設であるとして議会で否決された経緯があるが、その後の状況についてはどうかとただされ、当局から、スポーツ少年団や吹奏楽の合宿などに利用者の幅を拡大し、3カ月前だった申し込み受け付けを6カ月前に延長して利用促進に努めてまいったところである。その結果、利用実績については、平成22年度は延べ214名、23年度は104名だったものが、24年度から改善を図ったところ393名となり、上向きな利用者を獲得できていることから、今後も利用促進に努めてまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、議第91号と同様の理由により反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第97号米沢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案に対し、委員から、市営体育館の暖房使用料について、アマチュアスポーツに使用する場合の金額が高いという話を聞いているが要望はないかとただされ、当局から、そういった要望はないが、体育館は全館暖房になることから、今の金額は低額な設定となっているので御理解いただきたいとの答弁がありました。

この答弁に対して、委員から、参加者が少ないスポーツの場合は個人負担が大きいことから、暖房使用を控えることも多々あり、体がかじかんでけがをするなど安全上問題があることから、暖房使用料について検討いただきたいとの要望がありました。

採決に当たっては、議第92号と同様の理由によ

り反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第98号米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてありますが、本案に対し、委員から、新年度からの冷暖房料と指定管理料について質疑があり、当局から、利用料金制度の場合は、使用料や冷暖房料はそのまま指定管理者の収入になるが、コミュニティセンターは利用料金制度をとっていないことから、市から支出する指定管理料については、当初から消費税分を8%に上乗せして支払い、冷暖房料等を含む使用料については改定後の金額が市の歳入になるとの答弁がありました。

そのほか、2階建て以上の施設へのエレベーターの設置について質疑がありました。

採決に当たっては、多くの企業等で給料が上がらない実態がある中、消費税が増税され、しかも身近な公共施設であるコミュニティセンターの使用料が値上げされることは、社会教育にとって大きなマイナスであり、消費税分を本市が何とか引き受けるといった検討をすべきと考えるので反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第99号米沢市市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてありますが、本案に対し、委員から、市民文化会館の耐震補強、空調の改修にあわせて楽屋等も整備し、使い勝手のよい施設にしていくことが必要だと思うがどうかとの質疑があり、当局から、部屋の数をつやすことは物理的に難しく、整備する場合は大がかりな工事になると想定され、そういった工事は費用が大変かさむことから、今のところは考えていないとの答弁がありました。

採決に当たっては、議第92号と同様の理由により反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決す

べきものと決しました。

次に、議第100号米沢市博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてありますが、本案については、とりわけ質疑もなく、委員間討議もありませんでした。

採決に当たっては、議第91号と同様の理由により反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第101号米沢市座の文化伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてありますが、本案については、質疑、委員間討議はありませんでした。

採決に当たっては、議第92号と同様の理由により反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第129号米沢市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてありますが、本案に関連して、委員から、産業用地賃貸借制度については、賃貸借料、保証金ともに非常に低額な設定であるが、他自治体もこのような設定になっているのかとの質疑があり、当局から、ほかの自治体の例も参考とし、賃貸借料については土地分譲価格の2%を年額とし、保証金については年額賃貸借料の3年分としている自治体があったことから、本市も同様に設定したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、貸し付けしている間に企業が倒産した場合の建物の処分等について懸念されるが、この保証金で対応できるかとの質疑があり、当局から、10年以上20年以下の事業用定期借地権を設定し賃貸借契約を締結する予定であるが、万が一倒産等があった場合には不足することもある。しかし、この制度については企業の初期投資の軽減、企業立地の促進、地域産業の発展、雇用の促進等を主な目的として設定しているものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、賃貸借制度を適用する企業については慎重に審査を行い、経営が継続できる企業を選定する必要があると思うがどのように考えているかとただされ、当局から、選定に当たっては立地を希望する企業から決算書や有価証券報告書等の提出を求め、また専門の機関による企業の調査を行った上で内部による検討を行い、慎重に決定してまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、産業用地の企業立地促進策に関連した改正については、市民も雇用の拡大を非常に望んでいることから賛成であるが、消費税の増税に伴う改正については市民の利益にはならないと考えるので、本案全体としては非常に残念ではあるが反対とさせていただくとの意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第93号米沢市社会教育委員に関する条例の一部改正についてであります。本案は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、今回社会教育委員の委嘱の基準が条例に追加される理由について質疑があり、当局から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、今まで国の法律で規定されていたものを基本的に条例で規定する方向になったことによる改正で、社会教育法に規定されていた委嘱の基準が削除され、地方が独自に条例で定めるとされたことから、条例に追加しようとするものである。なお、選定の経過や他団体との関係等から、文部科学省で定める基準を参酌することとされ、その参酌基準はこれまでの国の規定と全く同じ内容であるとの答弁がありました。

そのほか、社会教育分野における地域主権に対する考えについて質疑がありました。

本案については、委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第127号米沢市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正についてであります。本案は国家公務員の退職手当の取り扱いについて、早期退職募集制度の導入及び定年前早期退職特例措置の拡充が行われたことを踏まえ、本市においても同様の措置をとろうとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、運用している現行制度を変えて早期退職募集制度をつくる必要があるのかとただされ、当局から、退職手当の官民格差を解消するため、国は段階的に退職金の金額を引き下げるとともに、インセンティブを与えるために早期退職募集制度と退職金の割り増し制度をあわせて改正を行ったものである。本市としても、3月に退職金の段階的な削減の改正を行ったこともあり、国と同様の措置をとっておくことが必要と判断したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、募集実施要項において人数や職員の範囲などが定められると、45歳以上で20年以上勤続し100分の3の割り増しの退職金を受けられる職員であってもこの要項に該当しない場合は自己都合退職になり、この制度の対象者が非常に限定されてしまうのではないかとただされ、当局から、募集の対象となるべき職員の範囲を募集実施要項で明示することを条例で規定しており、場合によっては、早期退職募集の対象者に該当しない職員も出る可能性はあるが、不利益が生じないよう検討してまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、改正案は転退職を希望される職員には有利な制度ではあるが、希望者が少ないと考えられ、また長年勤め知識や経験を積んでこられた職員には、定年まで仕事を全うしていた

だくことが本市や市民にとって最善であることから、早期退職募集制度は必要がないと考えられるので本案については反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第128号米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本案は山形県人事委員会の職員の給与等に関する勧告を踏まえ、55歳を超える一般職の職員については昇給を抑制し、平成26年4月1日において45歳に満たない一般職の職員については同日における号給を調整しようとするものであります。

本案に対し、委員から、高年齢者雇用安定法は定年や定年年齢を全廃するという趣旨であるが、本市の方向性はどのように考えているかとの質疑があり、当局から、国の公務員制度改革等では以前は定年延長という形で国の施策が動いていたが、近年再任用制度のほうに大きく方針を変えられたことから、本市でも再任用制度については、平成26年4月1日からの実施に向けて調整中である。しかし、このたび65歳定年延長で与野党合意が行われ、2016年までに定年を段階的に65歳に引き上げることを検討するということから、定年延長については国の動向を注視してまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から、退職金の減額や55歳以上の実質の昇給ストップにより職員のモチベーション低下が懸念されるが、具体的な対策はどのように考えているかとただされ、当局から、実際の給与モデルで試算を行うと、一般的には55歳前に最高号給に達することから影響はほとんどないが、影響が生じると見込まれるのは管理監督職員であり、一生懸命頑張った管理監督職員が昇給停止となることは、モチベーションの低下にもつながりかねないと危惧していることから、何らかの手だてができないか検討してまいりたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、人事院勧告制度の年齢によ

る昇給抑制を導入することは、公務員の給与制度を根本から覆すものであり、また職員のモチベーション低下も懸念され行政サービスの低下にもつながりかねないことから本案については反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号消費税に軽減税率を導入し、新聞に対しても適用することを求める意見書提出方請願についてであります。本請願は来年4月からの消費税増税に伴い、各家庭の経済的負担が増し新聞購読を中止する家庭がふえることで、国民の知的レベルや社会への関心が低下するおそれがあるとして、また消費税を導入している多くの国が品目別に複数税率を導入していることは、富の再配分を主眼とした税や国政のあり方として当然の配慮であるとして、生活必需品等への軽減税率の導入と新聞への軽減税率適用を求める意見書を国に対して提出していただきたいとするものであります。

議会基本条例により、請願者の意見を聞く機会を設けるものとされていることから、請願者にも出席を求め、審査に先立ち、請願の趣旨について意見をお聞きし審査に入りました。

本請願に対し、委員から、9月定例会に提出された請願は新聞に対する軽減税率の適用を求める内容だったが、今回は食品や医療など生活必需品等全般への軽減税率の導入を求め、その中に新聞も含めていただきたいという趣旨でよいかとの質疑があり、請願者から、そのとおりであるとの答弁がありました。紹介議員からは、新聞の購読数の減少が購読者の生活全般による経済的な負担が原因となっていることから、米沢の販売店会としては、自分たちの業界だけでなく、購読者の生活に必要な最低限のところに対する軽減税率の適用や、消費税増税をできるだけ低く抑えてほしいという願いを請願に反映させたいということからこのような内容になったものであると

の答弁がありました。

また、委員から、前回の消費税増税の際は、家庭の負担増から節約として新聞の購読をやめる方が多かったという説明が請願者からあったが、今回も増税による負担増に加え景気悪化も予想されることから、軽減税率を適用しても新聞の販売部数は減っていくのではないかと質疑があり、請願者から、軽減税率が適用されたとしても、ほかのものの増税により家計の支出がふえれば販売部数が減ることは懸念されるが、これ以上減少しないよう努力したいと考え、本請願を提出するに至ったものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、軽減税率の導入による財源確保に対する影響についてはどのように考えているかとの質疑があり、紹介議員から、試算上不足する分をどうするかについては、税率を上げて帳尻を合わせるということではなく、国のさまざまな機関の経費面の精査を行い必要などころに充てるという対応が必要であり、また国民的議論にすべきであり、地方議会として地方に住む方の声を代弁するという意味からも、この請願が非常に大事であると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、教育については非課税とする国が多く、収入が低いと進学率や学力が低くなると言われているが、これに関してはどのように考えているかとの質疑があり、請願者から、新聞を購読しない家庭がふえると、当然、子供たちも新聞を読む習慣のない家庭で育ち、その子供たちも将来新聞を読まなくなるのではないかと懸念されるとの答弁がありました。

さらに、委員から、教育上読む力をつけるという意味では新聞は大変役立っていると考えられるがどうかとの質疑があり、紹介議員から、新聞は情報のバランスに富んでおり、子供たちが次世代を生き抜く上で必要な情報一覧という機能をあわせ持っており、日々新たに家庭に届くということは、子供の教育面でも非常に重要ではないかと考

えているとの答弁がありました。

また、委員から、税制調査会においては、軽減税率の導入についてどのような検討をなされているかとの質疑があり、紹介議員から、軽減税率導入に際しては、複数税率導入による税の複雑化を危惧するという議論、品目を限定するのが非常に難しいという議論、不足する財源をどうするかという議論などがなされている。また、9月定例会の時点では正式な議論が始まっていなかったが、政府内で早急に検討しなければならないとして議論が開始されたことから、特に地方にしわ寄せが来てしまう現状を鑑みると、議論を早め早急に導入の結論を出していただきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、前回の消費税増税後の新聞購読数の推移について、本市における新聞購読世帯数についてなど、種々質疑がありました。

採決に当たっては、情報を知る権利は重要であることから、新聞に軽減税率を適用し、生活必需品にも軽減税率を導入すべきであり、本請願に関しては願意妥当であるとして採択とする意見、また、税制の複雑化には問題があり消費税は単一増税とすべきであるとして不採択とする意見、消費税増税は国民の所得減につながり新聞の購読数減少にもつながることから増税自体に反対として不採択とする意見、さらには、軽減税率の適用が税財源に及ぼす影響を考えると、今後において検討すべきであるとして継続審査とする意見に分かれました。

まず初めに、継続審査について、起立による採決を行った結果、賛成少数で継続審査は否決されました。

次に、改めて採択・不採択について、起立による採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの総務文教常任委員長報

告に対して、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第91号、議第92号、議第94号から議第101号まで及び議第129号に対し、9番白根澤澄子議員から討論の通告がありますので、発言を許可します。9番白根澤澄子議員。

〔9番白根澤澄子議員登壇〕

○9番（白根澤澄子議員） 私は、議第91号、議第92号、議第94号から議第101号、議第129号の議案11件の公共施設使用料等に消費税率引き上げ分を値上げ改定する議案に反対し、討論いたします。

安倍内閣は、来年4月から消費税を5%から8%に引き上げることを決定しました。しかし、消費税を増税する条件が今の国民生活にあるのでしょうか。

消費税を3%から5%に増税した1997年と2012年を比較すると、労働者の平均年収は446万円から377万円に減少しています。年金は物価スライドで2.2%下がっています。一方、負担のほうは、消費税の負担増とともに年金、健康、介護等の保険料は値上げされています。入ってくるお金が少なくなっているのに出ていくお金はふえ、生活費が減少しました。その結果、生活保護受給世帯が2000年の75万世帯から、ことし2013年9月には倍以上の159万世帯となり、貧困と格差が広がりました。消費税は低所得世帯ほど負担が重くなる非民主的な税制であり、貧困が拡大している今、消費税を上げる条件があるとは言えません。また、多くの国民の収入が減っているときに、国民に8兆円もの消費税負担増を求めて生活を悪化させることはすべきではありません。

今回深刻なのは、消費税増税に加え、社会保障プログラム法により、医療、介護等の社会保険料や利用料の負担増が予定されていることです。消費税と合わせれば10兆円もの負担増になるのです。

この上、さらに米沢市は使用料等の公共料金の負担増を市民に求めていくのでしょうか。約9,386万円の市民負担増見込み額のうち、水道、下水道の負担増が大部分を占めます。市民生活に不可欠なものであるのに、ほかの負担がふえれば、料金を滞納し給水停止がふえていくのではないのでしょうか。ここで市民生活を守るという対応があればよかったと思います。一般会計の使用料等には消費税を転嫁しない自治体もあります。米沢市も一般会計分については市民負担を求めないという判断をしたならば、市民負担増見込み額は約231万円であることから、市は大きな負担なしに増税から市民生活を守るというメッセージを市民に示すことができたのではないかと思います。

日本は、GDP国内総生産が世界第3位の経済大国です。日本国憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を送る権利を国民全てに十分保障できるだけの経済力を、日本は持っているのです。それができていないのは、応能負担の原則が税制で貫かれていないこと、国民の所得をふやす施策がないこと等が原因です。根本問題はここにあります。市民生活を安定させ市民福祉を増進するという自治体の第一義的な仕事からすれば、混乱を目前にしている市民生活のために市のすべきことは明らかなです。どちらを向いても増税、負担増では市民は救われないし、不安が増すばかりです。消費税増税分は市民に求めないか、一部にとどめ、市民生活は守るという姿勢と生活支援策を示すことが今市民が求めていることであり、市民に希望をもたらしことになるものと思います。

地方自治の本旨に立ち返っての施策を求め、反対討論いたします。

○島軒純一議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

ただいまの総務文教常任委員長報告中、異議のありました議第91号、議第92号、議第94号から議第101号まで及び議第127号から議第129号まで及

び請願第5号の議案13件、請願1件を除く、議第88号、議第89号及び議第93号の議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第88号、議第89号及び議第93号の議案3件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第91号について起立により採決いたします。

議第91号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第91号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第91号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第92号について起立により採決いたします。

議第92号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第92号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第92号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第94号について起立により採決いたします。

議第94号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第94号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第94号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第95号について起立

により採決いたします。

議第95号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第95号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第95号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第96号について起立により採決いたします。

議第96号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第96号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第96号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第97号について起立により採決いたします。

議第97号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第97号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第97号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第98号について起立により採決いたします。

議第98号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第98号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議

第98号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第99号について起立により採決いたします。

議第99号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第99号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第99号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第100号について起立により採決いたします。

議第100号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第100号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第100号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第101号について起立により採決いたします。

議第101号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第101号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第101号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第127号について起立により採決いたします。

議第127号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第127号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第127号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第128号について起立により採決いたします。

議第128号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第128号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第128号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第129号について起立により採決いたします。

議第129号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第129号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第129号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました請願第5号について起立により採決いたします。

請願第5号に対する委員長報告は、賛成多数で採択であります。

お諮りいたします。

請願第5号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、請願第5号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第18 議第102号米沢市営駅前自転車駐車場及び米沢市営駅東

自転車駐車場の指定管理者の 指定について外4件

○島軒純一議長 次に、日程第18、議第102号米沢市営駅前自転車駐車場及び米沢市営駅東自転車駐車場の指定管理者の指定についてから日程第22、議第106号米沢市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてまでの議案5件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番高橋義和議員。

〔民生常任委員長22番高橋義和議員登壇〕

○22番（高橋義和議員） 御報告申し上げます。

去る2日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

当委員会は、議会日程に従い、10日の午前10時から委員会室において、全委員出席のもと、病院事業管理者、関係部課長に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

議第102号米沢市営駅前自転車駐車場及び米沢市営駅東自転車駐車場の指定管理者の指定についてであります。本案は米沢市営駅前自転車駐車場及び米沢市営駅東自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者について、平成26年度から5年間指定するものであります。

本案に対し、委員から、現在指定管理を受けている1者のみの応募だったが、これまでの評価についてこの団体にはすぐれた管理運営の取り組みがあるとされているがそれは何かとの質疑があり、当局から、利用促進のために会員企業へ周知し協力をいただいているとの答弁がありました。

また、委員から、今回の応募の際、何か特筆すべき提案がなされたのかとただされ、当局から、今までの管理の中で、高校生の要望として、自転

車の出入庫時の定期券確認や定期券購入時の混雑など煩わしさがあるとの意見があり、ICタグ導入の検討やコンピューターを利用した顧客管理など利用者の利便性を図りたい旨の提案がなされたとの答弁がありました。

また、別の委員からは、評価点数についての質疑があり、当局からは、1者だけの応募であったため、相対評価とはならず合計点数は若干厳しい評価となっているとの答弁がありました。

これに対し、委員から、満点とならなかった部分を精査して、指定管理者側と協議する場が必要ではないかとただされ、当局からは、協議の場は設けていたが、もう少し小まめに話し合いを行い、利用者の利便性向上や施設の利活用について考えてまいりたいとの答弁がありました。

このほか、審査員や選定基準、施設の修繕についての質疑がありました。

次に、委員から、1者応募が続くのであれば、再応募を制限している自治体などの例を調査し、長所や短所を研究課題として取り組んでほしいとの要望がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第103号米沢市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、本案は消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、駐車場の使用に係る使用料の額を改定しようとするほか、規定の整備を図るものであります。

本案に対し、委員から、改定した場合の施設使用料の増収分と消費税増収に伴う委託料等の歳出の増加分が幾らになるのかただされ、当局からは、料金改定に伴い使用料は23万5,870円の増収となり、支出については62万4,900円ふえると予想しているとの答弁がありました。

これに対し、委員から、収入と支出が余りにも大きくかけ離れる場合は料金改定も検討しなければならないが、地方消費税の税率引き上げに伴

う交付金の増額との関係も考慮しての改定なのかとただされました。当局からは、消費税に関して地方自治体に申告義務はないものの、委託料等の歳出増加に対して適正な転嫁を図る必要があると全庁的に判断し、使用料改定の提案をしたとの答弁がありました。

また、別の委員からは、違反自転車等の保管件数について質疑があり、当局からは、平成24年度の保管件数は70台あり、そのうち38台を所有者に返還したとの答弁がありました。

これに対し、委員から、違反自転車等の保管から処分までの流れについて質疑があり、当局から、現行の条例では指定管理者が保管し公表・処分するとしているが、本来こうした業務は行政側が行うものだと考え、このたび規定の整備を図ったとの答弁がありました。

採決に当たっては、委員から、全体の収支バランスからいえば、地方消費税の税率も上がり、国からの交付金もふえると思われることから、増収分を公共的性格が強い施設使用料に転嫁し市民に負担を押しつけることは避けるべきであり、まして本来の本案の自転車駐車場については、利用者の多くが高校生であることから反対であるとの意見がありました。

本案については、反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第104号米沢市すこやかセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、本案は消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、すこやかセンターの使用料に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、改定した場合の施設使用料の増収分と消費税増税に伴う委託料等の歳出の増加分が幾らになるのかとただされ、当局からは、料金改定に伴い約11万円の増収となり、消費税増税に伴う支出については約110万円ふえると

予想しており、差額としては約100万円の歳出増加になるとの答弁がありました。

次に、委員から、料金改定について住民理解を得るには、しっかりとした根拠となる金額があること、また、わかりやすい料金体系であることが求められることから、今後の課題として捉えていただきたいとの要望がありました。

採決に当たっては、国が来年4月からの消費税増税を決めたことに対して対応をとらなければならないこと、また、運営コストの上昇分について、利用者に応分の負担をいただくという考え方が理解できることから賛成するとの意見がありました。

一方では、使用料収入としては11万円程度の増額にとどまることから、料金改定しなくても財政のやりくりができるのではないかと反対との意見がありました。

本案については、意見が分かれたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第105号米沢市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、本案は消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、寿山荘の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、改定した場合の施設使用料の増収分と消費税増税に伴う委託料等の歳出の増加分が幾らになるのかとただされ、当局からは、料金改定に伴い3万6,990円の増収となり、支出については消費税増税に伴い72万9,000円ふえると予想しているとの答弁がありました。

これに対して、委員から、使用料の算出根拠について原価を計算し積み上げた金額なのかとただされ、当局から、客室使用料については税抜き価格があり、それに税率を掛けて設定しているが、その税抜き価格の設定については明確な根拠がないとの答弁がありました。

このほか、指定管理者との協議はなされたのか、

また、利用者をふやすために料金を据え置くなどの議論はなかったのか、さらに寿山荘利活用検討委員会の要綱などについて質疑が行われました。

採決に当たっては、運営コストの上昇分について利用者に応分の負担をいただくという考え方が理解できることから賛成するとの意見がありました。一方、他自治体において、使用料等に転嫁せずに市民サービスの水準を保っているところもあるので、そういった手法をとるべきとの反対意見がありました。

本案については、意見が分かれたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第106号米沢市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてであります。本案は診断書等の作成に係る手数料の額の上限を引き上げようとするとともに、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、病院において徴収する使用料及び手数料の額等を改定するものであります。

本案に対し、委員から、使用料・手数料の増収分と消費税増税に伴う歳出の増加分が幾らになるのかとただされ、当局からは、使用料・手数料収入は約500万円の増収となり、支出については消費税増税に伴い7,000万円ふえると予想しているとの答弁がありました。

また、委員から、診断書作成料の上限を1万800円としたがその根拠についてただされ、当局からは、近隣の自治体病院ではその額に設定していることが多く、また裁判用の診断書については詳細に記載しなければならないことから、医師の人件費分と考えているとの答弁がありました。

さらに、委員からは、上限を引き上げたことに伴い、他の診断書の作成料にも影響があるのかとただされ、当局からは、成年後見用など、裁判用の診断書のみと考えているため影響はないとの答弁がありました。

次に、委員から、現在市立病院は黒字であるが、

消費税の税率が上がることで重い負担を強いられることになる。再び税率が上がれば、病院経営が立ち行かなくなり、結果として市民に大きなしわ寄せが来るので、さまざまな手だてを国に強く求めていると要望がありました。

採決に当たっては、委員から、医療費は非課税であることから収入の増加は見込めず、病院が納めなければならない税金だけが多くなるため苦しい立場は理解できるが、患者の負担増は認めたいので反対するとの意見がありました。

本案については、反対との意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過及び結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの民生常任委員長報告中、異議のありました議第103号から議第106号までの議案4件を除く、議第102号の議案1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第102号の議案1件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第103号について起立により採決いたします。

議第103号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第103号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第103号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第104号について起立により採決いたします。

議第104号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第104号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第104号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第105号について起立により採決いたします。

議第105号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第105号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第105号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第106号について起立により採決いたします。

議第106号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第106号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第106号は原案のとおり決まりました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時05分 休 憩

午前11時15分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に進みます。

.....

日程第23 議第107号置賜広域観光案内センター等の指定管理者の指定について外14件

○島軒純一議長 日程第23、議第107号置賜広域観光案内センター等の指定管理者の指定についてから日程第37、議第121号米沢市水道給水条例の一部改正についてまでの議案15件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長 1 番木村芳浩議員。

〔産業建設常任委員長 1 番木村芳浩議員登壇〕

○1 番（木村芳浩議員） 御報告申し上げます。

去る2日の本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案15件であります。

当委員会は、議会日程に従い、11日に委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長に出席を求め開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第107号置賜広域観光案内センター等の指定管理者の指定についてであります。本案は置賜広域観光案内センター等の管理を行わせる指定管理者について、平成26年度から5年間指定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、指定管理者制度に基づく施設の管理については、最初に指定を受けた者がさまざまな経験やノウハウにより、往々にして

その後も管理を行っているようである。今回の指定期間は前回と同じ5年間であるが、期間を短く設定し他の業者からも手を挙げていただくことによって、自主事業等が活性化しよいアイデアなども出てくると思うが、今回の指定に当たってその点は考慮しなかったのかとの質疑があり、当局から、今回は結果的に1者のみの応募となったが、その1者の提案内容について基準に基づいた選考をしたものであり、これまでの案内業務や施設の維持管理の適正な実施等の実績を評価し、選定したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、観光案内の場所がわかりにくいとの話があるが場所を移すことは考えていないのかとの質疑があり、当局から、大きく場所を移すのは駅の構造上困難であることから、案内表示を工夫してわかりやすくするなど、今後検討してまいりたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、公募による選考の結果、今回も引き続き同じ団体が指定を受けることになるが、これまでの指定期間におけるこの団体の業務の成果や効果などはどうかとの質疑があり、当局から、平成24年度の実績でアスクの観光案内件数は5万3,900件、物産室は3万2,000人ほどの利用があり、これらの実績は審査会においても選考する際の参考としており、市の評価としては利用者の利便性が確保され、施設の利用促進や自主事業にも積極的な取り組みが見られることから、全体として施設の設置目的が達成されていると判断をしているとの答弁がありました。

そのほか、委員から、この施設で働いている方の雇用形態はどのようになっているか、また、選考基準の中に雇用形態の評価が盛り込まれているかとの質疑があり、当局から、アスクの雇用形態としては正社員が1名、ほかは臨時・嘱託職員として5名を雇用し計6名で対応しており、また物販と駐車場の管理については、別途再委託をしている状況であり、人員体制については経営状態や労働条件の評価項目の中で評価しているとの

答弁がありました。

さらに、委員から、指定管理者制度は雇用形態が不安定なことが問題であることから、必要経費を設定する際には適正な人件費を算定していただきたいとの要望がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第108号米沢市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議第118号米沢市道路占用料徴収条例の一部改正についてまでの議案11件についてであります。これらの議案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、施設の使用に係る使用料等の額を改定しようとする内容であることから、当局から、議案11件についてまとめて説明を受けました。

各議案の質疑に入る前に、委員から、このたびの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う本市の施設使用料等の改定の考え方などについて、総括的な質疑がありました。

まず、委員から、これらの議案が議決された場合、市民に対する周知はどのようにするのかとただされ、当局から、全庁的に検討した上で、広報等を活用して周知徹底してまいりたいとの答弁がありました。

また、委員から、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、コンピューターやシステムの変更は必要になるのかとの質疑があり、当局から、直接該当しない部分もあるが、料金の改定を含む案件などについてはシステムの変更が必要であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、消費増税に伴う施設使用料等の値上げについては、市民にとって二重の打撃となることから、来年4月の値上げが妥当か、検討はしたのかとただされ、当局から、このたびの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う本市の施設使用料等の改定は、国から、公の施設の使用料については消費税率の引き上げに伴い

消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう求められており、全庁的に取り組むものと調整し、それぞれに条例改正の提案をしたものであるとの答弁がありました。

それでは、次に、議第108号から議第118号までの議案11件について、各議案の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、議第108号米沢市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、本案については、質疑や委員間討議はありませんでした。

採決に当たっては、国からの要請もあると思うが、地方自治体として国の言いなりになるのではなく、市民の生活実態を考え、施設使用料等の値上げをしない選択もできることから反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第109号米沢市置賜広域観光案内センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、本案については、質疑や委員間討議はありませんでした。

採決に当たっては、議第108号に対しての意見と同様に、この案件についても反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第110号米沢市市営と畜場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、本案については、質疑や委員間討議はありませんでした。

採決に当たっては、この施設の使用料の値上げ分については、食肉を扱う販売業者等が価格に転嫁できるかが不鮮明であり、また値上げ分が価格に転嫁されれば消費者が負担することとなり、まさに二重の打撃となることから反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

次に、議第111号米沢市市営食肉市場条例の一部改正についてですが、本案については、質疑や委員間討議はありませんでした。

採決に当たっては、議第110号に対しての意見と同様に、この案件についても反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第112号米沢市放牧場設置等に関する条例の一部改正についてですが、本案については、質疑や委員間討議はありませんでした。

採決に当たっては、議第110号に対しての意見と同様に、この案件についても反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第113号米沢市青果物地方卸売市場条例の一部改正についてですが、本案については、質疑や委員間討議はありませんでした。

採決に当たっては、議第110号に対しての意見と同様に、この案件についても反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第114号米沢市林業センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、本案については、質疑や委員間討議はありませんでした。

採決に当たっては、この施設の使用料の値上げ分については、各区分当たり20円と少額であり、市民負担の軽減を考えるならば行政が負担をしてもよいのではないかと反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第115号米沢市木材工芸品等加工展示施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につ

いてであります、本案については、質疑や委員間討議はありませんでした。

採決に当たっては、議第114号に対しての意見と同様に、この案件についても反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第116号米沢市採草地の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります、委員から、採草地で刈り取った草はどのような方が利用しているのか、また年間の使用料収入は幾らかとの質疑があり、当局から、刈り取った草の利用者については、現在田沢地区で繁殖牛を飼育している農業者のみで、年間の収入は平成24年度実績で109万7,250円であるとの答弁がありました。

また、委員から、利用者が少ないのであれば閉鎖等を含めた検討を行うなど、今後行政の仕事がふえていく中ではスクラップ・アンド・ビルドも必要ではないかとの要望がありました。

採決に当たっては、現在の農業の情勢を考えるならば、少しでも経費を下げていくのが行政としてのあるべき姿ではないかとして反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第117号米沢市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります、本案については、質疑や委員間討議はありませんでした。

採決に当たっては、この施設の使用料の値上げ分については、各区分当たり数十円と少額であり、市民負担の軽減を考えるならば行政が負担をしてもよいのではないかと反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第118号米沢市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります、本案については、

質疑や委員間討議はありませんでした。

採決に当たっては、国からの要請もあると思うが、そのまま市民生活に転嫁するのはいかなものかと考えることから反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第119号米沢市下水道条例の一部改正についてであります、本案は下水道事業の健全な経営を確保することを目的として、使用料の一部を値上げしようとするとともに、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い公共下水道の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、このたびの改定は経営の安定化ということで審議会からの答申を受けたものであることから理解はするが、もう少し努力する必要があると考える。例えば、上水道等を使用した量と下水道に排出される量の相関関係を把握することや、不正な下水道の使用を調査することなどが健全な経営につながると考えるがどうかとただされ、当局から、下水道の使用量は基本的には上水道の使用水量が下水道に排出される量としている。また温泉などについては、別途計量器をつけて適正な水量をはかって料金をいただいているが、不正な下水道の使用については、使用水量の推移等を見た上で判断し、聞き取りや現地調査をしなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、なぜ消費増税と同じ時期に使用料金の値上げをしなければならなかったのかとの質疑があり、当局から、平成18年度に下水道事業運営審議会から4年間を目標として定期的な使用料金の見直しを行うとの答申をいただき、その後リーマンショックに始まった経済危機や東日本大震災の発生によって、使用料金の値上げは状況的に見送らざるを得ないとの判断をしたものであり、平成24年度に審議会へ値上げについて諮問し、答申を受け、このたびの改定に至った

ものであるとの答弁がありました。

採決に当たっては、健全な経営のための使用料金の値上げであるが、一、二年据え置いてもよかったのではないかと反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第120号米沢市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は農業集落排水事業の健全な経営を確保することを目的として、使用料の一部を値上げしようとするとともに、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い農業集落排水事業の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案については、質疑や委員間討議はありませんでした。

採決に当たっては、議第119号に対しての意見と同様に、この案件についても反対とする意見がありましたので、起立による採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第121号米沢市水道給水条例の一部改正についてであります。本案は、水道料金の一部を値下げしようとするとともに、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い水道事業等の給水についての料金等の額を改定しようとするほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑や委員間討議もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません

ので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの産業建設常任委員長報告中、異議がありました議第108号から議第120号までの議案13件を除く、議第107号及び議第121号の議案2件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 議第121号に異議がありますので、改めて、議第107号を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第107号は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第108号について起立により採決いたします。

議第108号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第108号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第108号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第109号について起立により採決いたします。

議第109号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第109号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第109号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第110号について起立により採決いたします。

議第110号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第110号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第110号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第111号について起立により採決いたします。

議第111号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第111号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第111号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第112号について起立により採決いたします。

議第112号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第112号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第112号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第113号について起立により採決いたします。

議第113号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第113号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第113号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第114号について起立により採決いたします。

議第114号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第114号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第114号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第115号について起立により採決いたします。

議第115号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第115号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第115号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第116号について起立により採決いたします。

議第116号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第116号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第116号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第117号について起立により採決いたします。

議第117号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第117号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第117号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第118号について起立により採決いたします。

議第118号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第118号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第118号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第119号について起立により採決いたします。

議第119号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第119号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第119号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第120号について起立により採決いたします。

議第120号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第120号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第120号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第121号について起立により採決いたします。

議第121号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第121号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第121号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第38 議第122号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第5号）外4件

○島軒純一議長 次に、日程第38、議第122号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第5号）から日程第42、議第126号平成25年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第1号）までの議案5件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長13番工藤正雄議員。

〔予算特別委員長13番工藤正雄議員登壇〕

○13番（工藤正雄議員） 御報告申し上げます。

去る2日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

当委員会は、議会日程に従い、12日の午前10時から委員会室において、全委員出席のもと、当局から市長を初め関係部課長等にも出席を求め審査を行いました。

なお、各議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等の主なものとその結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第122号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第5号）における報酬の臨時特例減額及び議員共済費の負担率変更による議員給与費の補正、議第122号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第5号）から議第126号平成25年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第1号）における給与の臨時特例減額及び会計間異動等に伴う

職員給与費の補正につきましては、給与費については、10月からの報酬、給料の減額により減額補正となったが、職員手当等については増額されていることから、その理由についての質疑がありました。

また、今回、給与減額を行うに当たり、職員のモチベーションが低下しない手だてがとられているかとしていただきました。

次に、議第122号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第5号）の歳出であります。まず、第2款総務費では、新エネルギーを活用して庁舎の電気を賄う方策が必要と考えるがどうかとして質疑がありました。

また、小野川スキー場に対する、夏場の利用も含めた継続的な利活用の支援をどのように考えているかとしていただきました。

さらに、バス路線の充実、全市民の利益となり、中心市街地活性化の大きなエンジンにもなり得る事業であるとするが、今後どのように進めていく考えかとして質疑がありました。

また、若者移住促進事業奨励金の今年度の実績及び利用者からの要望等について、また、来年度以降の改善点についていただきました。

さらに、産業用地の売買契約においては、転売、転貸の制限、建築規制等についての検討がなされているかとして質疑がありました。

また、廃止代替バス及び循環バスの路線等の改善については、市民ニーズを調査し、スピード感を持って真剣に取り組んでいただきたいがどうかとしていただきました。

さらに、町内の管轄外のところで街路灯が必要とされる場合があることを市は把握しているか、また、その対応はなされているかとして質疑がありました。

また、山形大学工学部の街中サテライトキャンパスに対し市は補助金を支出しているが、国の補助に期限が来ることから、将来的にどのようにしていくか大学と協議を行い、今後も応分の負担を

していくべきと考えるがどうかとしていただきました。

第3款民生費では、東根市で母親が乳児を殺害するという事件が起きた。産後鬱の可能性があると思われるが、本市では、出産後の支援が必要な方に対しどのような取り組みがなされているかとして質疑がありました。

また、米沢市子ども・子育て支援事業計画策定に伴う調査が委託事業として行われているが、調査項目が多い上に、字が小さく読みにくい。質問内容も現状調査であり意識調査になっていないことから、回答しやすく本質的なところがわかるアンケートにすべきではないかとしていただきました。

さらに、市が行っている原発事故に伴う避難者の保育について、対象児童数及び来年度以降の取り組みはどうかとして質疑がありました。

また、本市は、学童保育連絡協議会からの要望に対し、学童保育における学校施設の利用拡大については、これから関係機関による協議の場、検討の場を設けて、具体的に条件整備を図っていきたいと回答しているが、実際どのように進めていくのかとしていただきました。

さらに、ひまわり学園の利用者数は定員でおさまっているのか、また、今の施設の広さで対応できているのかとして質疑がありました。

また、県立上山高等養護学校を卒業した生徒を受け入れる施設を整備することはできないかとして質疑がありました。

第7款商工費では、第三セクターが運営する天元台高原スキー場やNPO法人が運営する小野川スキー場に対し支援策がとられているが、米沢スキー場の経営に対して支援はできないものかとしていただきました。

また、来年開催される山形デスティネーションキャンペーンに向けて、山形新幹線の車窓から田んぼアートが見られるように関根地区につくってみてはどうかとの提案について、検討はなされ

たのかとして質疑がありました。

さらに、八幡原中核工業団地、オフィス・アルカディアに進出している企業及び進出しようとしている企業の離職率や労働状況等を把握しているのかとしていただきました。

また、来年度開催される山形デスティネーションキャンペーンに向けては、上杉雪灯籠まつり、上杉まつりも含め、例年よりも2割、3割増の予算をつけて、民間団体の要望にも応えていくことが必要であり、協働していくためには、もっとスピード感を持って、さまざまなことを想定して取り組むべきと考えるがどうかとして質疑がありました。

第10款教育費では、先日、文部科学省から、児童生徒問題行動調査結果が発表になったが、本市におけるいじめの実態はどうかとして質疑がありました。

また、（仮称）南地区中学校の建設用地に関して、各地区の代表者が開催された。建設用地の選定に当たっては、生徒の安全確保が一番大切であることから、教育委員会だけではなく、道路等のインフラ整備、スクールバスの運行等について、全庁的に検討する必要があるのではないかとしていただきました。

さらに、これから新しい中学校の建設やコミュニティセンターの建てかえ等が予想されているが、建設労働者不足の問題を今後の長期的な課題として捉え、実態調査を行い課題解決に向けた施策を検討していく必要があるのではないかとして質疑がありました。

また、窪田小学校は第四中学校と第六中学校に分かれて進学することになるが、保護者や地区の方から、窪田小学校は全員第四中学校に通学させてもらえないかという要望がある。このような要望に対し、教育委員会ではどのように対応していくのかとしていただきました。

さらに、以前、生涯学習指導者バンクの登録については、さまざまな分野の人を登録する方向で

検討するという答弁があったが、その後の現状はどうかとして質疑がありました。

また、コミュニティ活動推進員の任務として、市全体の青少年育成にかかわる活動が挙げられているが、各地区において大分温度差があるようだが、担当課では一定の指導はされているのかとしていただきました。

さらに、県青少年アドバイザーについては、資格をとるのに時間を要し、経費もかかっていることから、ぜひ、青少年育成に貢献いただけるような仕組みづくりや働きかけを担当課としても行っていたきたいがどうかとして質疑がありました。

また、上杉博物館の展示物の照明については、有機EL照明を利用してはどうかとして質疑がありました。

さらに、平成26年度に新文化複合施設が完成し、図書館は移転することになるが、現図書館の利用についてはどのように考えているのかとしていただきました。

また、電気料の値上げによる補正が、小中学校や伝国の杜等、一部の施設しか計上されていないが、コミュニティセンター等の指定管理施設はどのように対応するのかとして質疑がありました。

さらに、伝国の杜の光熱水費の補正については、電気料金の値上げに対応するための、いわゆる対症療法であるが、伝国の杜に限らず、予防策として照明のLED化が有効と考えるがどうかとしていただきました。

歳入については、職員給与削減の際に、地方交付税が2億円削減されているという説明があったと記憶しているが、今回、地方交付税が増額補正されている要因は何かとして質疑がありました。

また、今回の消費税増税に伴って、地方公共団体の財政支出がふえることについて、国に対して、その分の手当を求めていく考えはあるのかとして質疑がありました。

債務負担行為の補正については、債務負担行為の限度額については消費税分を何％見合いで計上しているのかとして質疑がありました。

以上が、質疑、要望等の主なものですが、議第122号平成25年度米沢市一般会計補正予算（第5号）につきましては、異議がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第123号平成25年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）及び議第124号平成25年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）の議案2件につきましては、質疑はありませんでしたが、異議がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第125号平成25年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきましては、事前に質問通告があり、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する高齢者虐待が問題となっているが、本市における高齢者虐待の実態及び通報・連絡体制はどのようになっているのかとして質疑がありました。

議第125号平成25年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきましては、異議がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第126号平成25年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第1号）につきましては、消費税増税により本市の財政支出がふえることになるが、国はこのことに対する財源対策をとらないことになっているのかとして質疑がありました。

また、浄水管理センターの維持管理については、来年度当初からすぐに業務を進めなければならないことから債務負担行為を設定するものであるが、これまでの契約の状況はどうだったのかとしてただされました。

議第126号平成25年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第1号）につきましては、異議がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上が、当予算特別委員会に付託された議案5件の審査経過の概要とその結果であります。

以上をもって、委員長報告といたします。

○島軒純一議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの予算特別委員長報告中、議第122号から議第126号までの議案5件全てについて異議がありますので、起立により順次採決いたします。

初めに、異議のありました議第122号について起立により採決いたします。

議第122号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第122号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第122号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第123号について起立により採決いたします。

議第123号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第123号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第123号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第124号について起立により採決いたします。

議第124号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第124号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第124号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第125号について起立により採決いたします。

議第125号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第125号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第125号は原案のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第126号について起立により採決いたします。

議第126号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第126号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、議第126号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第43 議第130号米沢市教育委員会委員の任命について

○島軒純一議長 次に、日程第43、議第130号米沢市教育委員会委員の任命についてを議題といたし

ます。

この場合、市長から提案理由の説明を願います。
安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいま上程になりました議第130号米沢市教育委員会委員の任命について説明いたします。

本案は、本市教育委員会委員相田治孝氏が、本年9月30日にその任期が満了となったことに伴い、その後任として、濱田淳氏を同委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めするため提案するものであります。

なお、相田氏には、平成16年7月以来9年余の間、教育委員会委員として御尽力をいただきました。

このことに対し、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げる次第であります。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの市長説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議第130号に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。よって、議第130号は同意することに決まりました。

.....

日程第44 発議第16号消費税に軽減税率を導入し、新聞に対しても適用することを求める意見書の提出について

○島軒純一議長 次に、日程第44、発議第16号消費税に軽減税率を導入し、新聞に対しても適用することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明をお願いします。提出者 2 番相田克平議員。

〔2 番相田克平議員登壇〕

○2 番（相田克平議員） ただいま上程になりました発議第16号について説明いたします。

本案は、消費税に軽減税率を導入し、新聞に対しても適用することを求める意見書を送付しようとするため提案するものであります。

以下、意見書案を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

〔別紙 発議第 1 6 号朗読〕

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○島軒純一議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第16号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第16号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○島軒純一議長 起立多数であります。よって、発議第16号は原案のとおり決まりました。

.....

市長挨拶

○島軒純一議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 市議会12月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月2日に招集いたしました本定例会は、本日全日程を終了いたしました。17日間における会期中、産業用地の取得、指定管理者の指定、各施設の使用料等の額の改定など数多くの案件について終始真剣な審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

11月の末、キャロライン・ケネディ駐日大使が講演の中で、父のケネディ大統領が上杉鷹山を称賛していたと述べられ、大きな反響を呼びました。

上杉鷹山は、「籍田の礼」でも示されているように、武士もすきやくわを手にして原野を開拓する「諸士お手伝」と呼ばれる事業を行いました。これは、鷹山の政治思想、政治哲学に基づいたものと考えますが、同じようにすきや鎌の登場する言葉に最近出会いました。

「八重の桜」の最終回の1回前、同志社の卒業式の場面で、臨時総長を務める山本覚馬が、若い学生たちに向かってこう述べました。「どうか、

聖書の一節を心に深く刻んでください。『その剣を打ち替えて鋤となし その槍を打ち替えて鎌となし 国は国に向かいて剣をあげず 二度とふたたび戦うことを学ばない』。諸君は一国の、いや世界の良心であってください」。

たくさんの方々、団体によって運動が開始された、ケネディ駐日大使の米沢招聘が実現し、およそ70年の昔、剣を交えた日米両国の相互理解と親善友好がさらに深まることを期待したいと思います。

ことしも余すところわずかとなりましたが、議員各位には、この一年、市勢の進展と市民生活の向上に多大な御尽力を賜りましたことに心から敬意を表し、御壮健にて、つつがなく新春をお迎えになられるようお祈り申し上げて、御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

.....

閉 会

○島軒純一議長 これをもちまして、平成25年12月定例会を閉会いたします。

長期間にわたり御苦勞さまでした。

午後 0時05分 閉 会